

育英館大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

育英館大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、簡潔に文章化されており、広くステークホルダーの理解に役立っている。個性・特色は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）として集約され、明示されている。「育英館大学」への名称変更後も、「地域へのまなざしのもとで教育および研究活動を推進」という基本理念は受継がれている。使命・目的及び教育目的は、学則などに明記されており、全教職員を構成員とする全体会議を適宜行い、全学的な重要課題への相互理解を図り、役員、教職員の理解と支持を得ている。令和元(2019)年度から5か年計画として教学及び財務計画表と一体となった経営改善計画を策定して大学運営を行い、令和6(2024)年度からは新たな5か年計画を策定している。

「基準2. 学生」について

学則第1条に掲げる教育理念に基づく教育目的を踏まえて、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、入試選抜実施要項等で周知している。入試部委員会等の体制のもと、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試を公正かつ妥当な方法で実施している。学生募集については、SNSの活用、高校訪問、出前講座、体験講義などを通じた情報発信、留学生別科修了生の受入れ等の施策により、志願者数が増加傾向にある。学修支援を実施する体制として、学部長を議長とする教職協働の「カリキュラム編成会議」を整備し、適切に運営するとともに、稚内本校、京都キャンパスそれぞれにおいて事務局スタッフが学修支援に当たっている。また、キャリア支援室、キャリア支援委員会を中心とするキャリア教育のための支援体制を整備している。学校医の配置が求められるが、身体健康面については保健室を設置し、職員が管理している。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を反映したディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーがホームページで公表され、学生が常時閲覧可能となっている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの三つの能力「情報メディア基礎力」「専門能力」「地域貢献力」を高めるという観点で一貫している。教授方法の工夫として、習熟度別クラスの開講、アクティブ・ラーニングの推進、FD・SD推進委員会による組織的な授業改善、教員による年次の教育研究業績報告書作成などが行われている。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、アセスメント・プランに基づく定性的・

定量的評価を実施し、自己点検評価委員会で取りまとめ、報告書等で公表している。学修成果の点検・評価の結果は、GPA(Grade Point Average)一覧や必修科目の平均点一覧等として学内ネットワークで公開され、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用されている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が適切にリーダーシップを発揮するため、諸規則が整備されていることに加え、稚内本校と京都キャンパスそれぞれに副学長を置くなど教学マネジメントの遂行のための体制が敷かれ、機能しているが、学生の懲戒に関する事項については、法令に則した運営とはいえ、改善が求められる。設置基準で求められる必要教員数を満たしている。現在、稚内本校と京都キャンパスの二拠点で展開しておりそれぞれに教職員を配置している。教員の採用及び昇任に関しては「育英館大学 教育職員採用・昇格規程」に基づき運用されている。学長を長とする FD・SD 推進委員会を設置し、SD 研修会の実施方法の検討、実施結果の検証をはじめとした活動を推進することにより、職員の資質・能力向上に組織的に取り組んでいる。SD 研修会は高等教育機関の職員が直面するさまざまな課題をテーマに取り上げ、学生指導の現場等での実践に結びつくように工夫している。教員の研究成果の公表、外部資金の情報収集、申請時の事務局サポートを推進することで外部資金獲得にも積極的に取り組んでいる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為を軸にして、各種規則を整備している。経営の規律及び誠実性の維持並びに中長期的な財政運営の確立を主眼とした経営改善計画を策定し、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。寄附行為に基づき、理事会を法人の意思決定機関、理事長が法人を代表し全ての業務を総理するものと位置付け、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能させている。理事の選任は規則どおり行われており、事業計画の確実な執行のために理事会も適切に開催されている。文部科学省の集中経営指導法人の指定を受けたが、適切な財務運営の確立に取り組んでおり、経常収支差額が令和 4(2022)年度決算からプラスに転じ、経営改善の努力を続けている。

「基準 6. 内部質保証」について

「内部質保証に関する全学的な方針」を掲げ、学長を委員長とする自己点検評価委員会が中心となり、大学改革の PDCA サイクルの円滑な遂行に努めている。自己点検評価委員会は関係部署と情報共有を行い、連携し組織的かつ恒常的に内部質保証に取り組んでいる。最新の自己点検・評価の結果は、報告書及び経営改善計画を含めた事業報告書としてホームページで公表している。調査及びデータ収集に関して、現状把握のため、アセスメント・プランに基づき、「IR 担当」が中心となり、分析を行い、自己点検・評価に資するように、自己点検評価委員会に提出し、経営改善計画に活用している。学校医の配置や規則の整備において、内部質保証の機能性が不十分な点もあるが、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みとして毎年実施している自己点検・評価の結果は、「自己点検評価報告書」にまとめられ、教育及び大学運営の改善・向上に反映されている。

総じて、大学は、建学の精神を軸に、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーに基づいて運営を行っている。志願者数の低迷という困難な課題に向き合い、経営改善計画を設定し、学生募集に努力している現状にあるが、「公設民営」として設立された経緯を踏まえ、積極的な地域連携及び地域貢献活動を行い、より一層の発展に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携及び地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、明確かつ簡潔に文章化されており、広くステークホルダーの理解に役立っている。

個性・特色は、三つのポリシーとして集約され、明示されており、「ICT に強い社会人基礎力の養成」「関心と進路に応じた専門力の養成」「地域連携の中での実践学習」として、発信されている。平成 12(2000)年に情報メディア学部を中軸として「稚内北星学園大学」を開学した後、社会・経済環境の変化の中で、「コンピュータの大学」と「地域での活躍」という開学目的の実現を目指してさまざまな改変、時代に即応したカリキュラム改革を行っている。「育英館大学」への名称変更後も、「地域へのまなざしのもとで教育および研究活動を推進」するという基本理念は受継がれている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、学則などに明記されており、全教職員を構成員とする全体会議において適宜議題とすることで、全学的な重要問題への相互理解を図るとともに、役員、教職員の理解と支持を得ている。使命・目的等について、学長は入学式や学位授与式などで言及し、地域社会への発信、大学案内、ホームページ、学内掲示や「学園生活ハンドブック」への掲載など周知を図っている。教学及び財務計画表と一体となって令和元(2019)年度に5か年計画として策定した経営改善計画は、使命・目的を踏まえており、令和6(2024)年度からは新たな5か年計画に基づいて大学運営を行っている。また、令和2(2020)年度の学則第1条の変更や令和4(2022)年の大学名称の変更に伴う、三つのポリシーの改訂の際にも使命・目的を反映しており、それに基づいたカリキュラム改訂を行っている。学長のリーダーシップのもとで、使命・目的及び教育目的の達成のために教育研究組織を整備し、副学長、学部長、学科長、センター長を配置している。教育目的に沿ったカリキュラム編成のための会議を置き、個性・特色が発揮できるようにしている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第1条に掲げる教育理念に基づく教育目的を踏まえて、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、入試選抜実施要項等で周知している。入試部委員会等の体制のもと、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試を公正かつ妥当な方法で実施している。

学生募集については、SNSの活用、高校訪問、出前講座、体験講義などを通じた情報発信、留学生別科修了生の受入れ等の施策により、志願者数が増加傾向にある。経営改善計画で設定した学生募集の目標を満たせるよう、学生確保に向けた継続的な取り組みが期待される。

入試問題は、入試部委員会が選任した教員が作成しており、入学後は、学科会議において選抜区分別の学修状況の確認及び検証を行っている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援を実施する体制として、学部長を議長とする教職協働の「カリキュラム編成会議」を整備し、適切に運営するとともに、稚内本校、京都キャンパスそれぞれにおいて事務局スタッフが学修支援に当たっている。大学院を設置していないため TA の採用は行っていないが、学生数と教員数の比率からきめ細かい学修支援が実現できている。学期ごとに全教員がオフィスアワーを設定して LMS(Leaning Management System)を通じて学生に周知している。

学生生活及び学修状況について、担任に加え、稚内本校では学生相談室が、京都キャンパスでは学生総合相談室が個別に面談し、学科会議において情報共有しながら丁寧な対応を実施している。休学及び退学の申出があった場合には、基本的には担任が面談を行い、必要に応じて学生相談室又は学生総合相談室が加わり、早期対応を図っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア教育として、キャリア支援講座及びキャリア支援科目「キャリアデザイン A」「キャリアデザイン B」「キャリアデザイン C」「インターンシップ実習」を開講するとともに、キャリア支援室、キャリア支援委員会を中心とするキャリア教育のための支援体制を整備している。毎学期開始時にキャリア支援ガイダンスを実施し、就職・進学に向けた指導を実施している。

キャリア支援室員だけでなく、学内全スタッフに支援を要請し模擬面接を実施するなど、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し運用している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための会議体として学生部委員会を設置し、福利厚生、課外活動、奨学事業など学生生活全般にわたる学生指導に関する事項に適宜対応している。

学生の心身に関する健康相談、心的支援等については、基本的に担任制により実施し、必要に応じて、学生相談室又は学生総合相談室がそれぞれ対応している。学校医の配置が求められるが、身体健康面については保健室を設置し、職員が管理している。

大学独自の特待生制度、学費の減免制度、給付型奨学金制度により、経済的支援を適切に行っている。

〈改善を要する点〉

○学校保健安全法の定めに従い、学校医を配置するよう早急な改善が必要である。

〈参考意見〉

○保健室に専属の医師や看護師などの有資格者を置くことが望まれる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学の校地・校舎は、設置基準を満たしており、体育施設、情報処理施設などの施設・設備を整備・更新し、講義・課外活動などに有効に活用している。校舎は全て耐震基準に適合しており、専門業者への委託により設備等の維持管理を行っている。

コンピュータ実習室、各教室の情報コンセント、無線 LAN 設備等、教育目的の達成のための学修環境、ICT（情報通信技術）環境を適切に整備し活用している。6万冊以上の書籍を有する図書館を設置し、開館時間も含め十分に利用できる環境を整備している。

玄関スロープの設置やトイレのバリアフリー化により施設・設備の利便性に配慮し、また、外注警備による安全性を確保した上で施設を一般市民に開放している。授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられる人数となっている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケート、学生満足度調査、「学習時間・学習行動調査」、担任面談、「意見箱」の設置、学生自治会執行部と副学長との面談などを通じて、学生の意見・要望を把握・分析し、学修支援の体制及び学生生活に反映している。

学修環境に関しても前述の施策により、学生の意見・要望を把握・分析し、検討結果を改善に結びつけている。例えば、「令和 5 年度学生生活満足度調査」で挙げられた実習室に備付けのパソコンの処理速度に対する要望を受け、パソコンの入替えを実施するなど、学修環境の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を反映した 3 項目のディプロマ・ポリシーがホームページで公表され、学生が常時閲覧可能となっている。

単位認定基準は各授業のシラバスにてディプロマ・ポリシーとの関連性が明示され、成績評価基準も記載されている。卒業認定基準は、対応する科目群の卒業要件単位数や必修科目の単位修得として設定されている。単位認定、進級、卒業認定の各基準は学則や「学園生活ハンドブック」に明記され、ガイダンスや面談を通じて学生や保護者に周知されている。

単位認定、進級、卒業認定の基準は、教務部委員会での予備判定後、教授会での判定会議を経て厳正に適用されている。また、「育英館大学 試験・論文等における不正行為に関

する規程」や「生成 AI の教学面における取り扱いに関する指針」も設けられ、厳格な運用が図られている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を反映したカリキュラム・ポリシーがホームページで公表され、学生が常時閲覧可能となっている。このポリシーは、ディプロマ・ポリシーの 3 要素である「情報メディア基礎力」「専門能力」「地域貢献力」の三つの能力を高めるという観点で一貫している。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成され、シラバスには必要項目が適切に記載されている。履修登録単位数の上限は適切に設定されている。教養教育は「人文科学系」などの 7 系統に分けられ、各系統から 1 科目以上、全体で 40 単位以上の修得が卒業要件となっている。

教授方法の工夫として、習熟度別クラスの開講、アクティブ・ラーニングの推進、FD・SD 推進委員会による組織的な授業改善、教員による年次ごとの教育研究業績の報告書作成などが行われている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、授業評価アンケート、GPA、成績評価表一覧、学生満足度調査、就職状況一覧、卒業時アンケートを活用している。特に、授業評価アンケートと卒業時アンケートでは、ディプロマ・ポリシーの達成度を学生の自己評価で把握している。卒業時にはディプロマ・サプリメントを交付し、取得資格などの授業外の学修成果を可視化している。

教育内容・方法及び学修指導の改善へ向けて、アセスメント・プランに基づく定性的・

定量的評価を実施し、自己点検評価委員会で取りまとめ、報告書等で公表している。学修成果の点検・評価の結果は、GPA 一覧や必修科目の平均点一覧等として学内ネットワークで公開され、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切にリーダーシップを発揮するため、諸規則が整備されていることに加え、稚内本校と京都キャンパスそれぞれに副学長を置くなど教学マネジメントの遂行のための体制が敷かれ、機能しているが、学生の懲戒に関する事項については、法令に則した運営とはいえ、改善が求められる。

現在、学長は設置法人の理事長を兼ねており、理事会との連携も図られている。

学則及び教授会規程で、教授会において審議すべき事項があらかじめ定められており、教学マネジメントが遂行されている。また、職員が教学関連の各委員会に参加し、教員と協働して業務に当たっている。

〈改善を要する点〉

○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きに関する規則を整備するよう改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準で求められる必要教員数を満たしている。現在、稚内本校と京都キャンパスの二拠点で展開しており、それぞれに教職員を配置している。

教員の採用及び昇任に関しては「育英館大学 教育職員採用・昇格規程」に基づき運用されている。各教員から提出される教育研究業績報告書を昇格選考小委員会で精査し、昇任の候補者を検討することとなっており、教員の業績を適正に評価するための体制が整えられている。

また、学長を委員長とするFD・SD推進委員会を設置し、各教員が提出した教育研究業績報告書や学生による授業評価の結果等を活用した組織的なFD活動を実施している。

全ての授業科目で授業評価を行い、結果を学生に開示するとともにホームページで公開している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

学長を長とするFD・SD推進委員会を設置し、SD研修会の実施方法の検討、実施結果の検証をはじめとした活動を推進することにより、職員の資質・能力向上に組織的に取り組んでいる。SD研修会は、高等教育機関の職員が直面するさまざまな課題をテーマに取上げ、学生指導の現場等での実践に結びつくように工夫している。

オンラインによる情報共有や日本学生支援機構等の外部機関が実施する研修会も積極的に活用することで、効果的に職員の育成を図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員が快適に研究に取り組める環境が整えられている。産官学連携及び地域連携の窓口として「地域創造支援センター」を設置し、研究成果を公表する機会として育英館大学紀要を発行するなどソフト面でも支援体制が構築されている。

研究倫理の確立のために諸規則を整備し運用していることに加え、日本学術振興会が提供するeラーニングを利用して研究倫理の向上を図っている。

個人研究費取扱規程をはじめとした諸規則に基づき、専任教員に対して研究に必要な費用を配分するとともに、適切な運用・管理を行っている。また、受託事業については、担当教員と十分に協議した上で適切な費用を教員へ配分している。

教員の研究成果の公表、外部資金の情報収集、申請時の事務局サポートを推進することで外部資金獲得にも積極的に取り組んでいる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為を軸にして、各種規則を整備している。経営の規律と誠実性の維持及び中長期的な財政運営の確立を主眼とした経営改善計画を策定し、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

また、公益通報や危機管理に関する規則、ハラスメント防止規程についても整備されている。

北海道宗谷総合振興局が中心となり、行政と民間が共同で行っている緑化プロジェクトに参加し環境保全活動に関わって植樹活動などを進めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。理事会を法人の意思決定機関とし、理事長が法人を代表し全ての業務を総理するものと位置付け、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能させている。

理事会における理事の出席状況も概ね良好であり、意思表示書の扱いも適切に行われて

いる。

理事の選任は規則どおり行われており、事業計画の確実な執行のために理事会を適切に開催している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

監事及び評議員の役割が規則に定められ、法人としての意思決定が機動的に対応できるようにしている。

法人内では「学校法人北辰学堂 内部監査実施規程」に基づき内部監査を実施し、予算、事業計画、事業に関する経営改善計画、寄附行為の変更について、評議員会に諮問するなど、意思決定に際し各管理運営機関の意思疎通と連携は適切に行われている。

監事は理事会・評議員会に出席し学校法人の業務及び財産の状況のほか理事の業務執行の状況も監査している。

毎月1回以上開催される教授会が事務局と連携をとりつつ重要事項を審議し、理事長である学長に意見を述べることなどにより、教職員の意見をくみ上げる仕組みを整備している。また、教職員全体会議においても経営の重要事項を共有している。

〈参考意見〉

○中期計画や募集計画等、監事による教学に関する業務監査を充実することが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

文部科学省の集中経営指導法人の指定を受け、適切な財務運営の確立に取り組んでおり、経常収支差額が令和4(2022)年度決算からプラスに転じ、経営改善の努力を続けている。

予算編成に当たっては編成方針を教職員へ周知した上で事務局長が部門・委員会ごとのヒアリングを実施することで予算案を精査し、評議員会の諮問・答申を経て理事会で承認されている。

留学生別科の設置効果により学生生徒等納付金収入が回復傾向にあることに加え、徹底

した経費節減の推進により収支は改善傾向にある。外部資金獲得等の収益力向上にも取り組んでおり、借入金等の外部負債もなく、安定した財務基盤の確立が進行している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人北辰学堂経理規程」「学校法人北辰学堂事務決裁規程」等の諸規則に基づき適切に行われている。また、学校法人会計専用の会計システムの利用や公認会計士への会計処理相談等により適正な会計処理が行われるように努めている。

監査法人による会計監査は中間監査、期末監査を実施し、計算書類に対する根拠資料と会計処理の妥当性が検証されている。「学校法人北辰学堂内部監査実施規程」に基づき内部監査部門による監査も行われており、会計監査の体制が整備され厳正に実施されている。

必要に応じて補正予算を編成することにより、適正な予算管理を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の全学的な方針は、「内部質保証に関する全学的な方針」に明記されている。学長を委員長として、副学長、学部長、教務部長、学生部長の教学の責任者のほか、委員長が指名する事務職員を加えて構成される自己点検評価委員会が中心となり、大学改革のPDCA サイクルの円滑な遂行に努めている。

自己点検評価委員会は、関係部署等と情報共有を行い連携し組織的かつ恒常的に内部質保証に取り組んでいる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価活動については、各教員の業績報告書と各委員会の自己評価を自己点検評価委員会が集約し、自己点検評価書としてまとめたものを学内で共有している。最新の自己点検・評価の結果は、報告書及び経営改善計画を含めた事業報告書としてホームページで公表している。

調査及びデータ収集に関して、現状把握のため、アセスメント・プランに基づき、「IR担当」が中心となり、分析を行い、自己点検・評価に資するように、その結果を自己点検評価委員会に提出している。また、調査・分析の結果は、支援対策、授業方法の向上に活用するほか、経営改善計画にも活用している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うため、教授会は自己点検評価委員会から自己点検・評価の結果の報告を受けて承認を行うとともに、教授会が改善を必要と認める場合には、各部署長が改善活動に当たっており、教育研究活動及び管理運営について確実に PDCA サイクルが履行され、改善に生かされている。

学校医の配置や規則の整備において、内部質保証の機能性が不十分な点もあるが、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みとして、毎年実施している自己点検・評価の結果は、「自己点検評価報告書」にまとめられ、教育及び大学運営の改善・向上に反映されている。また、カリキュラム改革に必要な報告となった場合には、「カリキュラム編成会議」において検討している。

〈参考意見〉

○学校保健安全法が定める学校医を任命していなかった点、学生の懲戒に関する規則の整備が不十分なため、内部質保証に関して機能の更なる向上努力が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携及び地域貢献

A-1. 地域との連携関係の構築

- A-1-① 地域の高等学校との連携
- A-1-② 地域との連携

A-2. 大学が有している物的・人的資源の地域社会への提供

- A-2-① 地域の教育力向上
- A-2-② 知の提供とボランティア
- A-2-③ 地域のイベントへの参加
- A-2-④ 教員免許更新講習
- A-2-⑤ 受託事業
- A-2-⑥ 審議委員など地域への人的資源の提供
- A-2-⑦ 施設開放

【概評】

北海道宗谷管内唯一の高等教育機関として、地域連携・貢献を設立時からの目的とし、積極的に取り組んでいる。高等学校との連携では、稚内市内 2 校と協定を結び、出前授業や高大連携授業、進路研修等を実施している。京都キャンパスでは 3 校と協定を結び、各種の連携を進めている。また、地域との連携は、125 の地元企業や団体が加盟する後援会を窓口として進められ、稚内市、豊富町、猿払村、北海道宗谷総合振興局と包括連携協定を締結している。

「若手職員の早期育成プログラム」への講師派遣や連携会議の参加等、地域課題解決に向けた協働を行い、ディプロマ・ポリシーにある「地域貢献力」に関連した教育にも活用している。

大学が有する物的・人的資源を七つの観点で積極的に提供し、そのうち、施設開放については、図書館の一般開放や、講堂、体育館、教室の貸出しなどに対応している。

地域連携及び地域貢献に関する活動は、地域創造支援センターにて、年度ごとに方針・計画が策定され、また実施結果の評価を実施している。

今後も公設民営の大学として、積極的な地域連携及び地域貢献活動に期待したい。